

堺市公告第 2 4 5 号

令和 4 年 3 月 2 5 日付け堺市公告第 1 8 2 号により公告した堺市立農業公園条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）第 2 3 条第 2 項の規定に基づく、堺市立農業公園の入園料及び施設利用料金に係る公告について、次のとおり訂正する。

令和 4 年 4 月 2 0 日

堺市長 永 藤 英 機

訂正箇所	訂正内容	
公告文	訂 正 前	堺市立農業公園条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園の入園料及び施設利用料金を指定管理者が定めたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
	訂 正 後	堺市立農業公園条例（平成 1 2 年条例第 2 1 号）第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園の入園料（総合交流ゾーンに係るものを除く。）及び施設利用料金を指定管理者が定めたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。